

官報

号 外
国会会議録

令和七年六月三日

○第二百十七回 衆議院会議録 第三十一号

令和七年六月三日(火曜日)

議事日程 第二十九号

令和七年六月三日

午後一時開議

第一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○議長(額賀福志郎君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。内閣委員長大岡敏孝君。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔大岡敏孝君登壇〕

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして発言をいたします。

まず、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

本案は、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現のため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定を設ける等の措置を講じるものです。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日坂井国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、三十日に質疑を行い、質疑終了後、採決しましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告します。

次に、ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明します。

本案は、違法オンラインギャンブル等をめぐる問題が深刻な状況にあることに鑑み、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを提示する行為等を禁止するとともに、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置が講じられることを明記するものです。

本案は、去る三十日の内閣委員会において、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、オンライン上で行われる違法賭博問題への対策に関する件を本委員会の決議として議決したことをつけ加えます。

以上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第二につき採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

令和七年六月三日 衆議院会議録第三十一号 議長の報告

○議長〔額賀福志郎君〕 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席国務大臣

国 務 大 臣 伊 東 良孝君
国 務 大 臣 坂 井 学君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る五月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
航空法等の一部を改正する法律
保険業法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る五月三十日、内閣から次の報告書を受領した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況に関する報告

食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和六年度食料・農業・農村の動向」の報告
食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和六年度食料・農業・農村施策」の報告

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

一、去る五月三十日、内閣を経由して法務大臣鈴木馨祐君から、次の報告書を受領した。

破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和六年団体規制状況の年次報告

(理事補欠選任)

一、去る五月三十日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 櫻井 周君(理事長谷川嘉一君去る

五月三十日理事辞任につきその補

欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

栗原 涉君

補欠

若山 慎司君

辞任

西野 太亮君

補欠

草間 剛君

辞任

菊池大二郎君

補欠

福田 玄君

辞任

草間 剛君

補欠

西野 太亮君

辞任

若山 慎司君

補欠

栗原 涉君

辞任

福田 玄君

補欠

菊池大二郎君

法務委員

辞任

棚橋 泰文君

補欠

島田 智明君

辞任

森 英介君

補欠

山田 賢司君

島田 智明君
山田 賢司君

棚橋 泰文君
森 英介君

財務金融委員

辞任

牧島かれん君

補欠

向山 淳君

辞任

中川 宏昌君

補欠

福重 隆浩君

辞任

向山 淳君

補欠

大西 洋平君

辞任

福重 隆浩君

補欠

角田 秀穂君

辞任

大西 洋平君

補欠

牧島かれん君

辞任

角田 秀穂君

補欠

中川 宏昌君

厚生労働委員

辞任

草間 剛君

補欠

坂本竜太郎君

辞任

塩崎 彰久君

補欠

石橋林太郎君

辞任

鈴木 隼人君

補欠

山本 大地君

辞任

長谷川淳二君

補欠

大西 洋平君

辞任

深澤 陽一君

補欠

高木 啓君

辞任

福田かおる君

補欠

向山 淳君

辞任

猪口 幸子君

補欠

青柳 仁土君

辞任

石橋林太郎君

補欠

塩崎 彰久君

辞任

大西 洋平君

補欠

長谷川淳二君

辞任

坂本竜太郎君

補欠

草間 剛君

辞任

高木 啓君

補欠

深澤 陽一君

辞任

向山 淳君

補欠

福田かおる君

辞任

青柳 仁土君

補欠

猪口 幸子君

辞任

山本 大地君

補欠

鈴木 隼人君

国土交通委員

辞任

中川 康洋君

補欠

西園 勝秀君

安全保障委員

辞任

黄川田仁志君

補欠

國場幸之助君

辞任

草間 剛君

補欠

小池 正昭君

辞任

小池 正昭君

補欠

草間 剛君

辞任

國場幸之助君

補欠

黄川田仁志君

議院運営委員

辞任

森下 千里君

補欠

山本 大地君

辞任

金村 龍那君

補欠

三木 圭恵君

辞任

山本 大地君

補欠

森下 千里君

辞任

三木 圭恵君

補欠

金村 龍那君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員

辞任

尾崎 正直君

補欠

勝目 康君

辞任

小森 卓郎君

補欠

大空 幸星君

辞任

田畑 裕明君

補欠

島田 智明君

辞任

西園 勝秀君

補欠

大森江里子君

辞任

大空 幸星君

補欠

小森 卓郎君

辞任

勝目 康君

補欠

尾崎 正直君

辞任

島田 智明君

補欠

田畑 裕明君

辞任

大森江里子君

補欠

西園 勝秀君

(議案提出) 一、去る五月三十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出) (議案送付) 一、去る五月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出) 一、去る五月三十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 行政書士法の一部を改正する法律案 一、去る五月三十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案 一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出) (議案通知書受領) 一、去る五月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 航空法等の一部を改正する法律案 保険業法の一部を改正する法律案 (質問書提出) 一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 米の需要見通しに関する質問主意書(井坂信彦君提出) 大学受験と入学金に関する質問主意書(井坂信彦君提出) 弁護士法に基づく弁護士会照会に対する電気通信事業者の契約者情報開示に関する質問主意書(松尾明弘君提出) (答弁書受領) 一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員松尾明弘君提出羽田空港新飛行ルートに関する質問に対する答弁書 衆議院議員松原仁君提出証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問に対する答弁書 衆議院議員松原仁君提出李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問に対する答弁書 衆議院議員松原仁君提出経営・管理の在留資格に関する質問に対する答弁書 衆議院議員松原仁君提出外国情報機関による勧誘工作に関する質問に対する答弁書	衆議院議員松原仁君提出国土交通省手続業務一貫処理システムおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する質問に対する答弁書 令和七年五月二十日提出 質問 第一九二号 羽田空港新飛行ルートに関する質問主意書 提出者 松尾 明弘 羽田空港新飛行ルートに関する質問主意書 羽田空港の新飛行経路、いわゆる羽田新ルート(以下、新ルート)の導入以降、東京都心部では航空機の騒音や安全性に関する懸念が広がっている。特に渋谷区や港区などの市街地上空では、低高度での飛行により住民らの日常生活への影響が顕在化していると承知している。 羽田空港の利便性強化や国際競争力向上を目的として導入されたはずの新ルートだが、機能強化の効果が薄く、住民の安心・安全とのバランスを欠いたまま運用が継続されていることは問題であると考える。 これらの問題意識を踏まえ、次の事項について質問する。 一 国土交通省航空局作成の「羽田空港のこれから」質問についてお答えします。v. 6. 2.において、現在のように、東京湾上空に飛行経路を設定し、海側から到着し、海側へ出発する方法(以下、従来ルート)では、一時間当たりの発着回数は現行の八十回から八十二回までしか増やすことはできない旨説明されている。	1 新ルート飛行開始以降、新ルートを運用している時間帯において従来ルートの飛行で一時間当たりの発着回数が八十二回を超えた日があれば、年ごとの日数及び一時間当たりの平均回数をそれぞれ可能な限り示された上で、超えたことによる悪影響があれば、悪影響の具体的な内容を伺いたい。 2 新ルートを運用している時間帯において一時間当たりの発着回数を八十二回から九十回まで増やす場合、羽田空港の発着回数は、年間で何回増えるか、可能な限り示されたい。 二 米軍ヘリが、新ルートを低空飛行する旅客機との接触を避けるために東京都心部を低空飛行で飛んでいるのではないかと指摘に対し、令和三年五月二十八日の参議院本会議において赤羽国土交通大臣(当時)は、新ルートを運用している時間帯においても、周辺空域において、米軍ヘリが管制機関に連絡を行うことで任意の高度で飛行することが可能な仕組みとなっているため、新ルートの設定が米軍ヘリの飛行に影響を与えているとは認識していない旨答弁している。 1 東京都心部において、米軍ヘリが飛行可能な「任意の高度での飛行」に、新ルート運用時の特別管制空域又は航空法第八十一条に規定する最低安全高度以下での飛行も含まれるか否かを明らかにされたい。 2 任意の高度での飛行が可能ということは、米軍ヘリに対し、あらゆる高度での飛行を許
--	--	---	--

容れていることになり、新ルートを飛行する

旅客機と交差することによる衝突事故の懸念があると考えるが、政府の見解を伺いたい。

3 政府は、新ルート導入前に、旅客機と米軍ヘリとの交差リスクについて十分なシミュレーションや評価を行ったのか。行ったのであれば内容と結果をそれぞれ示されたい。

4 政府は、東京都上空を飛行する米軍ヘリの飛行ルートや日時等をどのように把握しているか。また、その把握の仕組みは機能しているのか。

三 国土交通省航空局作成の「羽田空港のこれから」ご質問にお答えします。v5. 1. 2)における騒音の大きさを説明する資料に基づく、新宿・渋谷などの東京都心部では、新ルートによる航空機の騒音レベルが六十八〜七十四デシベルに達しているとの実態があるとされている。この騒音レベルは、騒々しい街頭のレベルである七十〜八十デシベルに近く、品川区の大井埠頭や大井町付近では七十六〜八十デシベルになる。新ルート直下の住民からは睡眠障害やストレスの増加などの健康被害が報告されていると承知している。

1 このような実態を踏まえれば、航空機騒音の軽減に向けてあらゆる方策を検討する必要があると考え、政府は健康被害を受けている住民に対する補償や騒音被害を軽減するための追加的な対策を検討しているのか。検討しているのであればその具体的な内容を示

されたい。

2 政府は住民が受ける航空機騒音をどのような方法で把握しているか、観測地点のみならず、騒音が収集される環境も併せて明らかにされた。

3 航空機騒音の把握に際し、例えば、屋上のような開けた観測地点と、ビルの間隔のような音がこもりやすい地点では聞こえ方が全く異なると考えるが、そのような観測環境の違いは考慮されているのか。

4 我が国の航空機の騒音を規制する基準について、地域類型Ⅰ(専ら住居の用に供される地域)では時間帯補正等価騒音レベル(Lden)五十七デシベル以下、地域類型Ⅱ(Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)ではLden六十二デシベル以下が望ましいとされている。一方、欧州地域向けの環境騒音ガイドライン(世界保健機関欧州事務局)は、航空機騒音をLden四十五デシベル以下とするよう強く勧告しているが、我が国がその基準を採用しない理由を示された。

四 新ルート直下の多くの住民が「都心上空を飛行しない海上ルートの活用」を求めていると承知している。政府は住民説明会において「住民の意見を踏まえて検討する」と述べているが、検討は行われたのか示された上で、それらの意見が具体的にどのような形で政策に反映されたのかそれぞれ示されたい。

五 国土交通省ウェブサイトの「羽田空港のこれから」によれば、羽田空港以外での国際線増便を実現するために検討された、成田空港を活用する方策について、国際線のニーズが高い時間帯は、「羽田空港のみならず、成田空港も既にフル稼働の状態にある」としている。しかし、平成二十二年十月十三日の成田空港に関する四者協議会において成田空港の年間発着枠を三十三万回に拡大することで合意されたのに対し、令和五年までの成田空港の発着枠は最大二十六万五千二百五十二回しか使用されておらず、発着枠を全て使用している状態とはなっていない。

また、令和七年一月二十四日の同協議会において、同年冬ダイヤから成田空港の年間発着枠を三十四万回で運用することで合意されている。

1 国際線増便に当たり、新ルートの運用より先に成田空港の年間発着枠を全て活用すれば新ルートは不要だと考え、従来ルートの発着枠と、成田空港の発着枠を最大限に活用してもなお新ルートが必要なのか、政府の見解を伺いたい。

2 従来ルートの発着枠と、成田空港の発着枠を最大限活用してもなお不足するということがあれば、成田空港の発着枠を更に増やすために、同協議会において協議を行うことはできないか、政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二一七第一九二号
令和七年五月三十日
内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松尾明弘君提出羽田空港新飛行ルートに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松尾明弘君提出羽田空港新飛行ルートに関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「新ルート飛行開始以降、新ルートを運用している時間帯」において「従来ルートの飛行で一時間当たりの発着回数が八十二回を超えた日」について、お尋ねの①「年ごとの日数」及び②「一時間当たりの平均回数(小数点第二位を四捨五入した数字)」を年ごとにお示すと、それぞれ次のとおりである。

令和二年 ①零日 ②零回
令和三年 ①零日 ②零回
令和四年 ①六日 ②八十五・八回
令和五年 ①十八日 ②八十六・〇回
令和六年 ①二十四日 ②八十八・〇回

また、お尋ねの「超えたことによる悪影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「八十二回」は、「従来ルート」において、「羽田空港」の滑走路処理容量に鑑み、安定的な航空機の離着陸の処理を行うための一時的ではなく恒常的な「一時間当たりの発

着回数」の上限であり、仮に、これを上回る状態が継続する場合、安定的に当該処理を行うことが困難になると考えられる。

一の2について

お尋ねについては、一万九百五十回増えるものと考えている。

二の1について

御指摘の答弁における「任意の高度で飛行すること」には、お尋ねの「新ルート運用時の特別管制空域」での飛行が含まれ、お尋ねの「航空法第八十一条に規定する最低安全高度以下」での飛行は含まれない。

二の2について

御指摘の「任意の高度での飛行」については、二の1について述べたとおりであり、「あらゆる高度での飛行を許容している」との御指摘は当たらず、また、御指摘の「米軍ヘリ」が御指摘の答弁における「新飛行経路」の「周辺空域」で飛行する際には、航空管制官が飛行の方法等について必要な指示を行っていることから、政府としては、お尋ねのように「衝突事故の懸念がある」とは考えていない。

二の3について

お尋ねの十分なシミュレーションや評価の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、二の2について述べたとおり、御指摘の「米軍ヘリ」が御指摘の答弁における「新飛行経路」の「周辺空域」で飛行する際には、航空管制官が飛行の方法等について必要な指示を

行っていることから、政府としては、御指摘の「旅客機と米軍ヘリとの交差リスク」はないと考えている。

二の4について

お尋ねの「飛行ルートや日時等」の具体的に指示する範囲が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、お尋ねの「飛行ルートや日時」について事前に把握していないものの、二の2について述べたとおり、御指摘の「米軍ヘリ」が御指摘の答弁における「新飛行経路」の「周辺空域」で飛行する際には、航空管制官が飛行の方法等について必要な指示を行っており、また、米側においては、従前から、米軍機の飛行に際して安全の確保に努めているものと承知している。

三の1について

お尋ねのような「補償」については、特段の措置を講ずることは考えていないが、御指摘の「健康被害」の防止の観点も含め、国土交通省においては、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二の規定に基づき、国土交通大臣が指定する同法第二条に規定する特定飛行場の周辺の区域に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事をな

うときは、一定の基準の下で、その工事に關し助成の措置をとることとしている。また、お尋ねの「騒音被害を軽減するための追加的な対策」については、同省のホームページの「羽田空港のこれから」以下「ホームページ」という。）で示しているのとおり、「今後の取組」として「更なる騒音負担軽減・・・に資する方策について国際動向等を踏まえた調査・研究」を実施することとしており、これを踏まえ、今後、検討していく予定である。

三の2について

お尋ねの「観測地点のみならず、騒音が収集される環境も」の趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「方法」については、年間を通じて複数箇所において騒音測定器を設置して航空機の騒音を測定することとしており、また、お尋ねの「観測地点」については、航空機の飛行経路の主要な部分との間に障害物が存在せず、大きな建築物等に近接する地点ではなく、航空機騒音と航空機騒音以外の騒音との差が十デシベル以上確保できるような場所の中から選定した航空機騒音測定局の設置場所において実施することとしている。

三の3について

三の2について述べたとおり、航空機の騒音の測定地点の選定に当たっては、大きな建築物等に近接する地点を避けることとしており、お尋ねの「ビルの合間のような音がこもりやすい地点」において当該騒音の測定は行っていない。

三の4について

お尋ねについては、御指摘の「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」において、御指摘の「航空機騒音」への暴露による不快感の増加については、その可能性が一定程度ある旨の記載がある一方で、虚血性心疾患や高血圧症の発生については、その可能性は低い旨の記載があるものと承知しており、我が国政府としては、御指摘の「その基準」の採用については慎重に検討すべきと考えており、いずれにせよ、今後とも必要な科学的知見の集積に努めてまいりたい。

四について

お尋ねの「海上ルートの活用」については、ホームページで示しているとおり、「今後の取組」として「海上ルートの実現に資する方策について国際動向等を踏まえた調査・研究」を実施することとしている。

五の1について

お尋ねについては、交通政策審議会航空分科会基本政策部会首都圏空港機能強化技術検討小委員会における検討の結果、平成二十六年七月八日に「首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ」において、「羽田空港における昼間時間帯や成田空港における国際線の出発・到着が集中する夕方の時間帯においては、それぞれ処理能力の限度までダイヤが設定されており、航空会社が希望する時間帯に就航することができないという事態が発生している」と示されており、一の1で御指摘の「新ルートを運用している時間帯」においては、既に、御指

摘のように「成田空港の発着枠を最大限に活用」しているところであり、また、「交通政策基本計画」（令和三年五月二十八日閣議決定）において、「首都圏空港全体での年間発着容量約百万回の実現を目指す」とことされており、政府としては、御指摘の「新ルート」を引き続き運用する必要があると考えている。

五の2について

御指摘の「更に増やす」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年三月十三日に開催された「成田空港に関する四者協議会」において締結された「成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書」において、今後予定されている「滑走路の増設・延伸等」と併せて「成田空港の年間発着枠を、現在の三十万回から五十万回に拡大すること」とされている。

令和七年五月二十日提出
質問 第一九三号

証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問主意書

提出者 松原 仁

証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問主意書

今年に入り、証券会社のインターネット取引口

座が不正アクセスにより乗っ取られ、身に覚えのない株式売買などが行われる被害が相次いで報告されている。昨今、個人投資家が増えるにつれて主流をうかがう、インターネット上の証券取引への信用や国民の資産に深刻な影響を与える問題であると考える。こうした乗っ取り被害の背景には、フィッシング詐欺メールやなりすましメール（スパムメール）を通じたID・パスワードの詐取があると考えられており、営利を目的とした電子メールである特定電子メールの規制が現実の被害防止にどれほど機能しているか問われていると考える。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下、迷惑メール防止法）の第五条では、送信者情報を偽ったメール送信を禁止しており、第八条第一項では、国民が総務大臣または内閣総理大臣に適当な措置を求めることができることとされている。また、第三十四条第一号においては、第五条違反のなりすましメール送信者に対する罰則が規定されている。しかし、一般財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センターが公表している統計によれば、本年に入り毎月十万件以上の迷惑メールが探知されているにもかかわらず、実際に処分・検挙された事例は極めて少ないと考えられる。

迷惑メールの発信者への処分・検挙の実態を明らかにし、厳格な取締りを求めるべく、迷惑メール防止法に関連して、以下のとおり質問する。

一 令和五年度および令和六年度において、第五

条違反により、送信者が行政処分または刑事処分を受けた事例の件数を、処分の種類（指導、命令、罰金、懲役等）ごとに、それぞれ可能な限り明らかにされたい。

二 同期間の、総務大臣または内閣総理大臣に対して第八条第一項に基づく申出がなされた件数を可能な限り示されたい。また、それに対する政府の対応状況を可能な限り説明されたい。

三 同期間の、迷惑メール相談センターが探知した迷惑メールのうち、実際に政府が捜査した件数を、捜査対象となったケースの内訳（国内送信者・国外送信者）ごとに、それぞれ可能な限り明らかにされたい。

四 同期間の、証券会社をかたるフィッシング詐欺メールについて、政府による発信者への処分実績があればその件数と処分の種類をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

五 証券会社をかたるフィッシング詐欺メールについて、政府が取り組んでいる具体的な対策があれば明らかにされたい。

六 第三十四条に基づく刑事処分が適用された起訴・有罪判決の件数を、令和五年度および令和六年度分についてそれぞれ可能な限り示されたい。

七 迷惑メール防止法の厳格な執行を確保するために、政府が今後予定している規制強化や新たな対策の具体的な計画があれば示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一九三号
令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問に対する答弁書

一について

令和五年度及び令和六年度における特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号。以下「法」という。）第七条の規定に基づく措置命令の件数並びに法第二十八条の規定に基づく報告の求め及び立入検査の件数はいずれも零件である。お尋ねの「指導」については、法第五条に関する行政指導の件数についてのお尋ねであれば、令和五年度が四百六十件、令和六年度が五百五十四件である。お尋ねの「刑事処分を受けた事例の件数」については、お尋ねのような形で統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二について

法第八条第一項の規定に基づく総務大臣又は内閣総理大臣に対する申出の件数は、令和五年度が零件、令和六年度が七件である。お尋ねの

「対応状況」については、申出のあった事案に対して必要な調査を行っているところであり、その結果に基づき必要があると認めるときは、法に基づく措置その他適当な措置をとることとしている。

三について

お尋ねの「政府が捜査した件数」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に警察が検挙した件数を意味するのであれば、お尋ねの「迷惑メール相談センターが探知した迷惑メール」のうち、警察が検挙した件数についての統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「政府による発信者への処分」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「証券会社をかたるフィッシング詐欺メール」に関する刑事処分又は行政処分の件数についての統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「証券会社をかたるフィッシング詐欺メール」を含むフィッシングメールに対する対策については、令和七年四月二十二日の犯罪対策閣僚会議で決定した「国民を詐欺から守るための総合対策二・〇」において、「利用者にフィッシングメールが届かない環境を整備するため、インターネットサービスプロバイダー等

のメール受信側事業者や、金融機関、EC事業者、物流事業者、行政機関等のメール送信側事業者等に対して、導入状況も踏まえ、送信ドメイン認証技術(DMARC等)の導入推進を継続して実施するとともに、送信側事業者等に対してなりすましメールの受信拒否を要求するポリシーでの運用を検討するよう働き掛ける。」としているとおりである。

六について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。七について

お尋ねの「規制強化」については、現時点において検討していないが、いずれにせよ、法の執行については、法に違反する事案が認められた場合には、法に基づき、厳正に対処していくことなど、引き続き、適切な運用を図ってまいりたい。

令和七年五月二十日提出
質問 第一九四号

李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問主意書

質問主意書

提出者 松原 仁

李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問主意書

産経新聞の報道によれば、本年六月三日投票の韓国大統領選の最有力候補とされる李在明氏

が、同年五月十五日、慰安婦問題の討論会にメッセージを寄せ、「(元慰安婦の)名誉を回復し、補償を最大限引き出す。歴史を正し、責任ある大統領候補になる」と訴えたとされている。

慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和四十年のいわゆる日韓請求権・経済協力協定で、「完全かつ最終的に解決されており、また、平成二十七年十二月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的に解決されること」が確認されていることは、外務省が広報しているとおりである。また、外務省が述べているように、国と国との約束である日韓合意は、責任を持って実施されなければならない。韓国が日韓合意の着実な実施をすることは、日本はもとより、国際社会に対する責務でもあると考える。

我が国は、いかなる名目であれ、慰安婦問題に係る「補償」の支払いを断固拒否すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一七第一九四号
令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「いかなる名目であれ、慰安婦問題に係る「補償」の支払いを断固拒否すべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、参議院議員神谷宗幣君提出歴史認識に関わる我が国の政策に関する質問に対する答弁書(令和六年二月六日内閣参質二一三第四号)一の一について前段で述べたとおり、慰安婦問題を含め、大韓民国との間における請求権の問題については、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(昭和四十年条約第二十七号)第二条一において、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が・・・完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」している。

令和七年五月二十日提出
質問 第一九五号

経営・管理の在留資格に関する質問主意書

提出者 松原 仁

経営・管理の在留資格に関する質問主意書
最近、出入国管理行政について、我が国の健康保険制度の濫用やいわゆる移民ブローカーの存在等、経営・管理の在留資格に関する不法、不適切

な行為が広く報道され、現行制度や運用について幅広く疑問の声が届いている。また、このような事態は、合法的かつ適切に在留する外国人への不当な差別を助長するおそれがあり看過できないと考える。

そこでお尋ねする。

一 訪日の主たる目的が我が国の国民健康保険に加入して高額療養費制度を利用することである者が、本邦において事業の経営を行うことが主たる目的であると偽って経営・管理の在留資格を取得することは、不正な手段による在留資格の取得に該当すると考えるが、政府の見解如何。

二 移民ブローカーが、偽りその他不正の手段により在留資格を取得して本邦に上陸することを営利の目的で幫助することは、一般論として出入国管理及び難民認定法に違反する犯罪行為に該当すると考えるが、政府の見解如何。

三 偽りその他不正の手段により在留資格を取得して本邦に上陸することは、一般論として出入国管理及び難民認定法に違反する犯罪行為に該当すると考えるが、政府の見解如何。

四 司法書士会に入会している司法書士でない移民ブローカーが、業として法人設立登記手続について代理することは、一般論として司法書士法に違反する犯罪行為に該当すると考えるが、政府の見解如何。

五 行政書士又は行政書士法人でない移民ブローカーが、業として在留資格取得許可申請書を作

成することは、一般論として行政書士法に違反する犯罪行為に該当すると考えるが、政府の見解如何。

六 犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産(犯罪収益等)を資本金として法人を設立した者は、経営・管理の在留資格を取得することとできるか、政府の見解如何。

七 株式会社日本政策金融公庫総合研究所の二〇二四年度新規開業実態調査によれば、調査対象の開業一年以内の企業千九百九十社の開業費用の平均値は九百八十五万円であった。経営・管理の在留資格の申請に係る事業の規模として、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令が定めた、「資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること」という要件は低きに失すると考えるが、政府の見解如何。

八 我が国で事業の経営を行うには、一般に、高度な日本語能力を有する常勤の職員が従事しているか又は経営に従事する者が高度な日本語能力を有している必要があると考える。事業の経営に従事しようとする者が経営・管理の在留資格の取得を申請するとき、その者又は常勤の職員の日本語能力を証明する書類を提出する必要があるか。もしも提出が必要でない場合、いかなる理由から提出を求めているのか、明らかにされたい。

九 経営・管理の在留資格の在留期間更新許可申

請が、実際には申請に係る事業の経営を行っていないとして不許可になった事例はあるか。あるとするなら、令和五年度及び六年度は何件あったか、それぞれ可能な限り明らかにされた

十 我が国の制度が移民ブローカー等に悪用されないよう、経営・管理の在留資格に係る審査については現地調査を徹底すべきと考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質二一七第一九五号

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出経営・管理の在留資格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出経営・管理の在留資格に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「本邦において事業の経営を行うことが主たる目的であると偽って経営・管理の在留資格を取得すること」及び「不正な手段による在留資格の取得」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、「経営・管理」の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第七条の二第一項に規定する在留

資格認定証明書の交付申請等(以下「在留資格認定証明書交付申請等」という。)に係る審査において、事業の実態がないことが判明すれば、不交付処分等を行っているところ、例えば、不実の記載のある文書等の提出等により交付を受けた在留資格認定証明書を提出するなどして上陸許可の証印等を受けることについては、入管法第二十二条の四第一項による在留資格の取消しや入管法第七十条第一項の罰則の対象となり得る。

二及び三について

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸等した者については、入管法第七十条第一項の罪が成立し得、営利の目的で同項第二号の二に規定する行為の実行を容易にした者については、入管法第七十四条の六の罪が成立し得るものと考えられる。

四について

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、司法書士又は司法書士法人でない者が、業として、他人の依頼を受けて登記に関する手続について代理したときは、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第七十八条第一項の罪が成立し得るものと考えられる。

五について

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成したときは、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第二十一条の罪が成立し得るものと考えられる。

六について

在留資格認定証明書交付申請等の許可については、個別の事案に応じて、申請内容や申請人の状況等の諸般の事情を総合的に考慮して判断することとなるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「低きに失する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「要件」は、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定めたものであり、これを含む「経営・管理」の上陸許可基準の在り方については、経済及び社会の状況の変化に応じて検討すべきものであり、現に検討を行っているところである。

八について

「経営・管理」の在留資格に係る活動については、外国語を使用して行うことも認めることが適当であることから、御指摘の「常勤の職員」又は「経営に従事する者」について、日本語能力を

有していることは求めておらず、当該在留資格に係る申請を行う場合に申請者が提出する資料には、日本語能力を証明する資料は含まれていない。

九について

入管法第二十一条第二項に基づいて行われた在留期間の更新の許可の申請に対し、事業の経営を行っていないことを理由として不許可処分を行った事例があることは承知しているが、その件数については統計をとっていないため、お尋ねの「令和五年度及び六年度は何件あったか」についてお答えすることは困難である。

「経営・管理」の在留資格に係る在留資格認定証明書交付申請等が行われた場合に、事業の実態に疑義があれば、審査を担当する職員が実地調査等の必要な調査を実施し、適正な出入国在留管理を行う必要があると考えている。

令和七年五月二十日提出
質問 第一九六号

外国情報機関による勧誘工作に関する質問主意書

提出者 松原 仁

外国情報機関による勧誘工作に関する質問主意書

アメリカ合衆国(米国)国家防諜安全保障センター(NCSC)は、本年四月八日、中華人民共和

国(中国)等の情報機関が、インターネット上の交流サイトでコンサルティング企業、民間企業ヘッドハンター、シンクタンク等を装い、米国政府職員及び退職者に対して勧誘工作を行っているとして、警告書を発出した。警告書は、リモートワークで不釣合いな高額報酬を提示された場合、募集者が過度に賞賛してきた場合等、特に注意すべき兆候を六つ挙げた上で、中国情報機関に秘密情報を提供して実刑判決を受けた海軍下士官の事例を紹介して警戒を促している。

本職の調べによれば、我が国において、最近、インターネット上に、自衛官又は公職を経験した人を対象に、三千字程度の小論文を書けば五万円から八万円程度の報酬を支払う旨の広告が複数掲載されており、その意図に重大な関心を持っているところである。

そこでお尋ねする。
一 特定秘密の保護に関する法律に規定する特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らす行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に対して定める罰則は、日本国外において前述の罪を犯した外国人に適用されるか、明らかにされた。
二 特定秘密の取扱いの業務に従事した者が、その業務に従事しなくなった後に、その業務により知得した特定秘密を漏らす行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、罪に問われるか、明らかにされたい。

三 自衛隊、外務省等の退職者を狙った外国情報

機関による勧誘工作に対して、退職前の教育の充実、注意喚起等、様々な施策を講じる必要があると考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質二一七第一九六号

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出外国情報機関による勧誘工作に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出外国情報機関による勧誘工作に関する質問に対する答弁書

一について

特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八号。以下「特定秘密保護法」という。)第二十五条第一項に定める、特定秘密保護法第二十三条第一項に規定する特定秘密の漏えいの遂行の共謀、教唆又は煽動の罪は、特定秘密保護法第二十七条第二項において、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従うこととされており、特定秘密保護法第二十五条第一項の規定は、日本国外において同罪を犯した外国人にも適用される。
二について
特定秘密保護法第二十三条第一項の規定は、同項後段に定めるとおり、特定秘密の取扱いの

業務に従事しなくなった後に特定秘密の漏えいが行われた場合にも適用されるものであり、当該行為の遂行の共謀、教唆又は煽動の罪を定めた特定秘密保護法第二十五条第一項の規定は、当該場合にも適用される。

三について

お尋ねの「自衛隊、外務省等」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、防衛省及び外務省においては、退職後も引き続き職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを再認識させるため、退職予定の職員に対する必要な教育や注意喚起等を行っているところである。

令和七年五月二十日提出
質問 第一九七号

国土交通省手続業務一貫処理システムおよび
賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する
質問主意書

提出者 松原 仁

国土交通省手続業務一貫処理システムおよび
賃貸住宅管理業登録電子申請システムに
関する質問主意書

政府は、不動産業界のデジタル化推進の一環として、令和六年五月二十五日から宅地建物取引業免許申請等のオンライン化を開始した。しかし、国土交通省が提供する二つのオンライン申請システム（国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）および賃貸住宅管理業登録電子申請シス

テム）は、不動産業を所管する同じ行政庁の管轄でありながら、フォーマットの統一がなされておらず、システムの仕様が大きく異なっている。加えて、これらのシステムでは手数料または登録免許税のオンライン決済機能が未整備であるため、完全なオンライン申請が実現していない。一方で、同じ国土交通省所管の建設業許可・経営事項審査電子申請システムではオンライン決済機能が導入されており、利用者である国民本位の統一的なシステム設計が求められると考える。

こうした状況を踏まえ、以下のとおり質問する。

一 令和六年五月二十五日以降の宅地建物取引業免許申請について、現在までのオンライン申請および非オンライン申請それぞれについて、申請種別（新規・更新・変更等）および免許区分（大臣免許・知事免許）ごとに件数をそれぞれ可能な限り示されたい。

二 eMLITおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムのカタカナ入力におけるフォーマットの不統一（eMLITでは半角、賃貸住宅管理業では全角）が発生している理由を明らかにされたい。

三 二に関連して、両システムの利用者は一定程度共通することが想定される（例として宅地建物取引士、行政書士など）ため、両システムの入力仕様を統一すれば、利用者にとっての利便性は向上すると考える。両システムの入力仕様の統一を図るべきと考えるが、政府の見解如何。

四 eMLITおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムについて、これまでの開発費の総額および直近年度における年間の運用費をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

五 国土交通省が所管する建設業許可・経営事項審査電子申請システムではオンライン決済機能が導入されている一方、宅地建物取引業免許申請や賃貸住宅管理業登録のオンライン申請において、手数料または登録免許税のオンライン決済機能が未整備である理由を明らかにされたい。

六 eMLITおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムについて、オンライン決済機能を導入する予定があるか明らかにされたい。導入の予定がある場合、その実施時期と決済手段についてそれぞれ示されたい。また、導入の予定がない場合は、その理由を説明されたい。

七 国土交通省所管の各種手続に関する電子申請システムについて、今後のシステム統合または入力フォーマットの統一を検討しているか。統一の方針がある場合はその実施計画を、ない場合はその理由を示されたい。

内閣衆質二一七第七一九七号

令和七年五月三十日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出国土交通省手続業務一貫処理システムおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出国土交通省手続業務一貫処理システムおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する質問に対する答弁書

一について

令和六年五月二十五日から令和七年五月二十日までの間のお尋ねの「宅地建物取引業」の免許に係るお尋ねの①「オンライン申請」の件数及び②「非オンライン申請」の件数について、免許の申請（免許の新規及び更新の申請をいう。以下同じ。）及び変更の届出（免許に係る内容の変更の届出をいう。以下同じ。）ごとに、また、国土交通大臣に対するもの及び都道府県知事に対するものごとに示すと、それぞれ次のとおりである。ただし、同大臣及び都道府県知事に対する変更の届出については令和六年度の件数、都道府県知事に対する免許の申請については令和六年六月一日から令和七年五月二十日までの間の件数を示している。

1 国土交通大臣に対するもの
免許の申請 ①百二十三件 ②五百二十九件
変更の届出 ①二千二百七十四件 ②七千四百二十二件

2 都道府県知事に対するもの

免許の申請 ①三百十八件 ②一万九千四百十九件

変更の届出 ①二百七十件 ②四万四千六百六十五件

二について

お尋ねについては、国土交通省手続業務一貫処理システム(以下「eMLIT」という。)については、これと連携する宅地建物取引業免許事務等処理システムが平成二年に運用を開始して以来、振り仮名については半角で入力する仕様であったことから、同様の仕様としたものである一方で、賃貸住宅管理業登録等電子申請システムについては、令和二年度に当該システムを開発するに際し、内閣官房情報通信技術(IIT)総合戦略室(当時)が平成三十一年に作成した「文字環境導入実践ガイドブック」等を踏まえて、振り仮名を含めた全ての項目について全角で入力する仕様としたためである。なお、振り仮名以外の項目における片仮名の入力については、eMLIT及び当該システムともに、全角で入力する仕様である。

三について

お尋ねの「両システムの入力仕様」の「統一」については、限られた財源の中で優先順位を考慮しながら、技術面の課題も含め、検討してまいりたい。

四について

お尋ねの「これまでの開発費の総額および直近年度における年間の運用費」の具体的に指し

示す範囲が必ずしも明らかではないが、これまで整備に係る経費として計上した総額並びに令和六年度における運用及び保守点検に係る経費として計上した総額と解すれば、eMLITの経費は、それぞれ、七億九千四百四十五万七千三百十二円及び一億九千八百六十五万六千七百七十二円であり、また、賃貸住宅管理業登録等電子申請システムの経費は、それぞれ、一億四千九百八十二万円及び九百十三万三千八百五十円である。

五について

お尋ねについては、eMLIT及び賃貸住宅管理業登録等電子申請システムが、御指摘の「オンライン決済」を行うシステムと連携する際のシステム構成について、費用面及び技術面の課題があるためである。

六について

お尋ねについては、五について述べた課題があることから、限られた財源の中で優先順位を考慮しながら、当該課題の整理に取り組むことが必要であると考えており、現時点では、お尋ねの「オンライン決済機能を導入する予定」はない。

七について

お尋ねの「システム統合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、オンラインで行う手続の内容によって、御指摘の「システム」に必要な機能は異なることから、各「システム」を一つの「システム」とすることは考えていない。

また、お尋ねの「入力フォーマットの統一」については、限られた財源の中で優先順位を考慮しながら、技術面の課題も含め、検討が必要であると考えており、現時点では、当該統一については予定していないが、いずれにせよ、利用者の利便性の向上が図られるよう、御指摘の「電子申請システム」の適切な在り方について、引き続き、検討してまいりたい。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
令和七年四月十一日

参議院議長 関口 昌一

衆議院議長 額賀福志郎殿

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)	第七節 雑則(第四十四条―第四十八条)
第二章 基本方針(第六条)	
第三章 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置	
第一節 総則(第七条―第九条)	
第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等(第十条―第十五条)	
第三節 公募占用計画の認定等(第十六条―第二十六条)	
第四節 監督等(第二十七条―第三十条)	
第四章 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置	
第一節 排他的経済水域における禁止行為(第三十一条)	
第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定(第三十二条)	
第三節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分等(第三十三条―第三十五条)	
第四節 協議会(第三十六条)	
第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等(第三十七条―第三十九条)	
第六節 許可事業者の義務等(第四十条―第四十三条)	

第五章 雑則(第四十九条―第五十二条)

第六章 罰則(第五十三条―第五十八条)

附則

第一条中「基本方針の策定を削り、「講ずる」の下に」とともに、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使し、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等について定める」を加える。

第二条第四項中「第八条第一項第四号において」を「以下」に改め、同条第五項中「のうち第八条第一項」を「において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域として第十条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 この法律において「排他的経済水域」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域をいう。

7 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とは、排他的経済水域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域として第三十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

第三条中「に係る海域の利用」及び「関係地方公共団体」を削る。

第四条第一項中「に係る海域の利用の促進」を削り、同条第二項中「に係る海域の利用」を削り、同条第三項中「に係る海域の利用の促進」を削る。第五条を削る。

第六条中「及び関係地方公共団体」及び「に係る海域の利用の促進」を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項並びに第二項第一号及び第二号中「に係る海域の利用の促進」を削り、同項第三号及び第四号中「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」の下に「及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」を加え、同項第六号中「に係る海域の利用の促進」を削り、第二章中同条を第六条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第三十六条中「第三十二条」を「第五十四条」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十五条中「第二十五条第一項又は第二項」を「第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第四十七条第一項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条を第五十七条とする。

第三十四条中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条第三項」に改め、「国土交通大臣の」を削り、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条を第五十六条とする。

第三十三条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第二号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十五条又は第

三十一条」に、「者」を「とき」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十二条第一項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者も」を「ときは、その違反行為をした者も」に改め、同条を第五十四条とする。

第三十一条中「第十七条第一項の認定」を「第二十条第一項の認定又は仮許可」に改め、「当該認定」の下に「若しくは当該仮許可」を加え、「(以下)」を「(次条において)」に改め、「いう」の下に「若しくは当該仮許可に係る募集(次条において「設置募集」という。）」を加え、「当該占用公募」を「当該公募又は当該募集」に改め、同条を第五十三条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十条を第五十二条とし、第二十九条を第五十一条とし、第二十八条を第五十条とする。

第二十七条中「海域の利用を促進する」を「我が国の領海及び内水の海域の利用を促進し、並びに排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用に資する」に改め、同条を第四十九条とする。

とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節 排他的経済水域における禁止行為

第三十一条 何人も、第三十八条第四項に定めるところによるほか、排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備(その規模、設置の形態その他の事由を勘案してその設置により排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用が損なわれるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)及びその附属設備(海洋法に関する国際連合条約第五十八条に規定する海底電線を除く。)を設置してはならない。ただし、国又は国からその設置に係る委託を受けた者が行う場合は、この限りでない。

第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定

第三十二条 経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他的経済水域のうち次に掲げる基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域として指定することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

二 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこと。	関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣に対し、意見書を提出することができる。	10 経済産業大臣は、第八項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。	置募集区域内に第三十四条第三項に規定する仮許可区域又は第三十八条第三項に規定する許可区域でない区域(次条第一項の規定による申請が現にされている区域を除く。以下この項において「未利用区域」という。)がある場合は、当該未利用区域に関し定められた第八項各号に掲げる事項を変更することができる。
三 当該区域の海洋環境の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれること。	7 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。	11 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域並びに当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に関し定められた第八項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を公告しなければならない。	15 第九項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第十一項中「第一項の規定による指定」とあるのは「第十四項の規定による変更」と、「当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とあるのは「同項の当該未利用区域」と読み替えるものとする。
2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該区域の状況を調査するものとする。	8 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をするに当たっては、当該指定をする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に関し次に掲げる事項を併せて定めなければならない。	12 経済産業大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又は同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を解除し、又はその区域を縮小することができる。	第三節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分
3 経済産業大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。	一 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等	13 経済産業大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告しなければならない。	第三十三条 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その設置に係る仮の地位を付与する処分を受けることができる。
4 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境に関する情報を収集するための調査を行い、その結果を経済産業大臣に通知するとともに、公表するものとする。	二 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準	14 経済産業大臣は、第八項第五号に掲げる期間の満了後、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域内に第三十三条 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その設置に係る仮の地位を付与する処分を受けることができる。	2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備
5 経済産業大臣は、前項の規定による通知に係る区域について、第一項の規定による指定をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。	三 供給価格上限額	9 経済産業大臣は、前項各号(第四号を除く。)に掲げる事項を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする	6 前項の規定による公告があつたときは、利害

令和七年六月三日 衆議院会議録第三十一号 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書	
備設置募集区域について定められた前条第八項第五号に掲げる期間（その期間につき同条第十四項の規定による変更がされたときは、その変更後の期間）内に、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する計画（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画」という。）の案及び区域図の案を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。	八 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力
三 前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	九 供給価格
一 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域のうち、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域	十 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法（当該海洋再生可能エネルギー発電設備の付近を航行する船舶及び航空機に對し注意を喚起するための措置を含む。）
二 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域以外の海域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備であつて電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続するためのものを設置する区域	十一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に関する事項
三 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期	十二 海洋再生可能エネルギー発電事業をしないこととなつた場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法
四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等	十三 関係漁業者その他の利害関係者との調整を行うための体制及び能力に関する事項
五 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造	十四 気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。）に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項
六 工事の実施方法	十五 資金計画及び収支計画
七 工事の時期	十六 その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項
（仮の地位を付与する処分の基準等）	
第三十四条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請をした者（以下この項及び第三項において「申請者」という。）に仮の地位を付与する処分（以下「仮許可」という。）をすることができ	
る。	
一 当該申請に係る前条第三項第一号及び第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重複していない場合 次に掲げる基準	
イ 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし適切なものであること。	
ロ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること。	
ハ 申請者に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。	
二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。	
(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者	
(2) 第四十五条第一項又は第二項の規定により仮許可又は許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者	
(3) 海洋再生可能エネルギー発電事業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者	
(4) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの	
二 当該申請に係る前条第三項第一号又は第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重複している場合 次に掲げる基準	
イ 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の観点から最も適切なものであること。	
ロ 前号ロから二までに掲げる基準	
2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとするともに、必要な条件（有効期間を除く。以下この章において同じ。）を付することができる。	
3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可を	

したときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該仮許可を受けた者(以下「仮許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該仮許可に係る前条第三項第一号に掲げる区域及び同項第二号に掲げる区域(我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。)(以下「仮許可区域」という。)の位置及び区域、当該仮許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。 (環境影響評価法の特例) 第三十五条 仮許可事業者(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者。この条及び次条第二項第三号において同じ。)が当該仮許可(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八條第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者)に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八條第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者。この条及び次条第二項第三号において同じ。)が当該仮許可(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八條第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者)に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八條第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者。	したときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該仮許可を受けた者(以下「仮許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該仮許可に係る前条第三項第一号に掲げる区域及び同項第二号に掲げる区域(我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。)(以下「仮許可区域」という。)の位置及び区域、当該仮許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。 (環境影響評価法の特例) 第三十五条 仮許可事業者(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者。この条及び次条第二項第三号において同じ。)が当該仮許可(当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八條第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者)に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八條第一項の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者。
する。 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 経済産業大臣及び国土交通大臣 二 農林水産大臣 三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に係る仮許可事業者 四 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める者 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。 5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の港湾管理者その他の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。この場合において、当該結果と仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は区域図の案との間に相違があるときは、仮許可事業者は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は当該区域図の案について当該結果と整合的なものとなるよう必要な措置を講じなければならない。	する。 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 経済産業大臣及び国土交通大臣 二 農林水産大臣 三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に係る仮許可事業者 四 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める者 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。 5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の港湾管理者その他の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。この場合において、当該結果と仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は区域図の案との間に相違があるときは、仮許可事業者は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は当該区域図の案について当該結果と整合的なものとなるよう必要な措置を講じなければならない。
7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等 (排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可) 第三十七条 仮許可事業者は、当該仮許可区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その許可を受けることができる。 2 前項の規定による申請をしようとする仮許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 3 第三十三条第三項の規定は、前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画について準用する。 (許可の基準等) 第三十八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限る、当該申請に係る許可をすることができる。 一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し港湾法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾又は	7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等 (排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可) 第三十七条 仮許可事業者は、当該仮許可区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その許可を受けることができる。 2 前項の規定による申請をしようとする仮許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 3 第三十三条第三項の規定は、前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画について準用する。 (許可の基準等) 第三十八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限る、当該申請に係る許可をすることができる。 一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し港湾法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾又は
はこれと同等の機能を有する港湾として国土交通省令で定めるものを利用することが可能であること。 二 当該海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されること。 三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び当該区域図が協議会において協議が調った事項と整合的であること。 四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域及びその周辺における航路の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼすおそれがないこと。 六 海洋再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、その有効期間を定めるものとともに、必要な条件を付することができる。 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、速やかに、前条第一項の規定による申請をした者にその旨を通知するとともに、当該許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該許可に係る同条第三項において準用する第三十三条第三項第一号及び第二号に掲げる区域(次項及び第四十四	はこれと同等の機能を有する港湾として国土交通省令で定めるものを利用することが可能であること。 二 当該海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続が適切に確保されること。 三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び当該区域図が協議会において協議が調った事項と整合的であること。 四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域及びその周辺における航路の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼすおそれがないこと。 六 海洋再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、その有効期間を定めるものとともに、必要な条件を付することができる。 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、速やかに、前条第一項の規定による申請をした者にその旨を通知するとともに、当該許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該許可に係る同条第三項において準用する第三十三条第三項第一号及び第二号に掲げる区域(次項及び第四十四

条第五項において「許可区域」という。)の位置及び区域、当該許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

4 許可事業者は、当該許可区域(我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。)において当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置することができる。

(変更の許可等)

第三十九条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を変更しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による申請をしようとする許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による変更の許可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る変更の許可をすることができる。

一 第三十四条第一項第一号に定める基準
二 前条第一項各号に掲げる基準
4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更

の許可について準用する。

5 許可事業者は、第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

第六節 許可事業者の義務等
(許可事業者の義務)

第四十条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画(前条第三項又は第五項の規定による変更の許可又は届出があったときは、その変更後のもの。第四十六条第二項及び第五項において同じ。)に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去をしなければならない。
(設置に関する工事の届出等)

第四十一条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事をするときは、当該工事に着手する日の三十日前までに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の内容及び工期を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事が行われる海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

らない。

(監督命令)

第四十二条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下この項において「工作物等」という。)の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復(次条第三項において「工作物等の撤去等」という。)を命ずることができる。

一 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき。
二 第三十八条第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件(第四十四条第四項又は第四十五条第二項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)に違反したとき。
三 第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条(海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分を除く。)、前条第一項又は次条第一項の規定に違反したとき。

2 第二十八条第三項から第十項までの規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・

国土交通省令」と読み替えるものとする。
(海洋再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の確認等)

第四十三条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

一 海洋再生可能エネルギー発電設備が設置(工事中の場合を含む。)されている場合 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の内容及び工期
二 前号に掲げる場合以外の場合 当該海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止する旨

2 許可事業者は、前項第一号に掲げる場合において、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければならない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四十条の規定に違反して海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事を行った許可事業者(同条の定めるところにより当該工事を行う必要があるにもかかわらず当該工事をしない者を含む。)に対し、工作物等の撤去等を命ずることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更

4 許可事業者が第二項の確認を受けたとき(第一項第二号に掲げる場合にあつては、同項の届出があつたとき)は、当該許可事業者に係る第三十八条第一項の許可は、その効力を失う。 5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第二項の確認をしたときは、速やかに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備が撤去された海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。 6 第二十八条第三項から第十項までの規定は、第三項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。 第七節 雑則 (地位の承継) 第四十四条 次に掲げる者であつて、仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その地位の承継の認可を受けることができる。 一 仮許可事業者又は許可事業者の一般承継人 二 許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備(当該許可事業者が第三十八条第一項の許可を受けたものに限る。第三項第二号に	おいて同じ。)に関する所有権その他の権利を取得した者 2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画(仮許可事業者の一般承継人にあつては、その案)を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る認可をすることができる。 一 当該申請をした者(次号及び第五項において「申請者」という。)が仮許可事業者の一般承継人である場合 第三十四条第一項第一号に定める基準 二 申請者が許可事業者の一般承継人又は許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備に関する所有権その他の権利を取得した者である場合 前号に定める基準及び第三十八条第一項各号に掲げる基準 4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る仮許可又は第三十八条第一項の許可について、第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により定めた有効期間(この項の規定により変	更されたもの又は次条第一項若しくは第二項の規定により短縮されたものを含む。)を変更し、又は第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項の規定により付した条件(この項又は次条第二項若しくは第二項の規定により変更し、又は新たに付したものを含む。)を取り消し、若しくは変更し、若しくは新たに条件を付することができる。 5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の認可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該認可を受けた者の氏名又は名称、当該認可をした承継に係る仮許可区域又は許可区域の位置及び区域、当該認可をした承継に係る仮許可又は第三十八条第一項の許可の有効期間(前項の規定により有効期間を変更した場合にあつては、その変更後のもの)その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。 6 第一項各号に掲げる者は、第三項の認可をされたときに限り、当該認可に係る仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継する。(仮許可又は許可の取消し等) 第四十五条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、仮許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。 一 偽りその他不正な手段により仮許可を受けたとき。	二 第三十四条第一項第一号ハ又は二(2)を除く。)に掲げる基準に適合しなくなったとき。 三 第三十四条第二項の規定により仮許可に付された条件(前条第四項又はこの項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)に違反したとき。 四 第三十六条第四項の規定に違反したとき。 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。 一 第三十四条第一項第一号ハ又は二(2)を除く。)に掲げる基準に適合しなくなったとき。 二 第三十六条第四項、第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条又は第四十一条第一項の規定に違反したとき。 三 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき。 四 第三十八条第二項(第三十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件(前条第四項又はこの項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)に違反したとき。 五 正当な理由がないのに、当該許可を受けた日から起算して経済産業省令・国土交通省令で定める期間内に海洋再生可能エネルギー発電事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
--	--	--	--

令和七年六月三日 衆議院会議録第三十一号 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前二項の規定により仮許可又は許可を取り消したときは、その旨を公示し、これらの規定により仮許可又は許可の有効期間を短縮したときは、短縮後の有効期間を公表しなければならない。 (旧許可事業者等の撤去義務等) 第四十六条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者(以下この条において「旧許可事業者等」という。)は、第四十条(海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分に限る。)、第四十三条第三項及び第六項並びに次条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第六項の確認を受けるまでの間は、なお許可事業者とみなす。 一 許可事業者が第三十八条第一項の許可の有効期間が満了するまでの間に第四十三条第二項の確認を受けなかった場合 当該許可事業者であつた者 二 許可事業者が前条第二項の規定により許可を取り消された場合 当該許可事業者であつた者 三 許可事業者が解散した場合において第四十条第六項の規定による承継がなかったとき 清算人又は破産管財人 四 許可事業者が死亡した場合において相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により許可事業者が有していた地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が第四十四条第六項の規定による承継をしなかつたとき 当該相続人	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 五 許可事業者が死亡した場合において相続人のあることが明らかでないとき 相続人に代わつて相続財産を管理する者 2 前項の場合において、旧許可事業者等は、その海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載された第三十七条第三項において準用する第三十三条第三項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の許可の申請があつたときは、第三十四条第一項第一号イ(第三十二条第八項第四号に係る部分に限る。及び第三十八条第一項各号(第二号を除く。))に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができる。 4 旧許可事業者等は、第二項ただし書の規定により経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。 5 前三項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の変更があつた場合における第一項の規定によりみなして適用される第四十条の規定の適用については、同条中「前条第三項又は第五項」とあるのは「第四十六条第三項又は第四項」と、「第四十六条第二項及び第五項」とあるのは「同条第二項及び第五項」とする。	6 旧許可事業者等は、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければならない。この場合においては、第四十三条第五項の規定を準用する。 (報告徴収及び立入検査) 第四十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、仮許可事業者若しくは許可事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該仮許可事業者若しくは当該許可事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (国際約束の誠実な履行) 第四十八条 この章の規定の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実	な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。 第二十五条の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第一項中「この法律」を「この章の規定」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「この法律」を「この章の規定」に改め、同条第三項中「規定による」を「規定により」に改め、同条を第二十九条とする。 第二十四条第一項第三号を削り、同項第二号中「第十条第一項の」を「第十三条第五項の規定により」に、「付した条件」を「付された条件(次項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。)」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 偽りその他不正な手段により第十三条第一項の許可を受けた者 第二十四条第一項第四号中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条を第二十七条とする。 第三章第三節を同章第四節とする。 第二十二条第一項中「第十四条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に、「第十七条第一項又は第十八条第一項」を「第二十条第一項又は第二十一条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。
---	---	---	---

2 港湾法第三十八條の二第二項の規定は、選定事業者が第十七條第三項第二号に掲げる事項が定められた認定公募占用計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第三章第二節中第二十二條を第二十六條とする。

第二十一條第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 選定事業者が第二十二條第一項の規定に違反したとき。

第二十一條第三項中「第十條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同條を第二十四條とし、同條

の次に次の一條を加える。

(環境影響評価法の特例)

第二十五條 選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二章第一節及び第三章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における選定事業者に関する環境影響評価法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一條第一項	前條第一項、第四項又は第五項の見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八條第一項の意見に配意して第五條第一項第七号に掲げる事項に検討を加え
第十五條	第八條第一項及び第十條第一項、第四項又は第五項の意見
第六條第一項の地域	整備法第十一條第四項及び第七項の環境保全意見
第二十一條第一項	同條
第七號	第十一條
第二十八條、第二十九條第一項及び第三十條第一項	第七條
第二十八條	第十六條
第五條から	第十一條から

第二十條を第二十三條とする。

第十九條第一項中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同條第二項中「第十條第一項」を「第十三條第一項」に、「第二十一條第三項」を「第二十四條第三項」に改め、同條第三項中「第七條第二項」を「第二十條第二項」に、「第十條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同條を第二十二條とする。

第十八條第二項第一号中「第十五條第一項第一号」を「第十八條第一項第一号」に改め、同條第三項中「第十五條第五項」を「第十八條第五項」に改め、同條第四項中「その旨」を「当該変更の内容」に改め、同條を第二十一條とし、第十七條を第二十二條とし、第十六條を第十九條とする。

第十五條第一項第二号中「第十條第二項」を「第十三條第二項」に改め、同條第二項中「第十三條第二項第十五号」を「第十六條第二項第十五号」に改め、同條第四項中「、あらかじめ」を削り、同條第五項中「、あらかじめ」を削り、「いう」の下に「。第三十六條第五項において同じ」を加え、「前條第三項第一号に掲げる事項については」を削り、同條を第十八條とする。

第十四條第二項第四号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」の下に「(第三十二條第八項第一号及び第三十三條第三項第四号において「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。)」を加え、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 気象、海象、海底の地形その他の当該海

洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域(政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。)に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項

第十四條第三項第二号中「又は第四項」を削り、同條を第十七條とする。

第十三條第二項第一号中「単に」を削り、同項第七号中「次條第二項第九号及び第十五條第一項第一号において」及び「第六項及び同号において」を「以下」に改め、同項第八号及び第九号中「第十六條」を「第十九條」に改め、「單に」を削り、同項第十三号中「第十七條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同條第四項及び第五項中「、あらかじめ」を削り、同條第八項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に、「促進法」を「整備法」に、「第十三條第一項」を「第十六條第一項」に、「第十三條第二項第十号」を「第十六條第二項第十号」に、「第十四條第一項」を「第十七條第一項」に、「第十五條第六項」を「第十八條第六項」に改め、同條を第十六條とする。

第三章第二節を同章第三節とする。

第三章第一節中第十二條を第十五條とし、第九條から第十一條までを三條ずつ繰り下げる。

第八條第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及び

その近傍の土地の環境(以下この号及び第四項において「海洋環境等」という。)の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること。

第八条第二項中「、あらかじめ」を削り、同条第七項中「変更する」を「縮小する」に改め、同項後段を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「その旨及び」を削り、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」の下に「の位置及び区域」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「あらかじめ」を削り、「次条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「国土交通大臣に」の下に「対し、」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「国土交通大臣は」の下に「前項の規定による通知に係る区域について」を加え、「あらかじめ」を削り、「その旨」を「当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域」に、「公告から」を「公告の日から」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、次条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査(海洋環境等に関する調査をいう。以下この項

及び同条において同じ。)の項目ごとに、当該海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の手法に基づいて、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。

第八条に次の一項を加える。

10 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域を公告しなければならない。

第八条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(海洋環境等調査方法書の作成等)

第十一条 環境大臣は、海洋環境等調査を行うおととするときは、次に掲げる事項を記載した海洋環境等調査方法書を作成するものとする。

一 海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域並びにその周囲の概況

二 海洋環境等調査に係る海洋再生可能エネルギー源

三 海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由

四 その他環境省令で定める事項

2 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、当該海洋環境等調査の項目及び手法について、当該海洋環境等調査に係る区域の環境の保全の見地からの意見(以下この条において「環境保全意見」という。)を求めるため、

環境省令で定めるところにより、海洋環境等調査方法書の案を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告するとともに、当該海洋環境等調査方法書の案を、当該公告の日から一月間(次項及び第四項において「縦覧等期間」という。)、公衆の縦覧に供し、かつ、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、縦覧等期間満了の日までに、海洋環境等調査方法書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

4 海洋環境等調査方法書の案についての環境保全意見の表明は、第二項の規定による公告の日から縦覧等期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、意見書を提出することによりしなければならない。

5 環境大臣は、前項の規定による環境保全意見の表明があつたときは、これに配意しなければならない。

6 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、環境省令で定めるところにより、当該海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)に対し、環境保全意見を求めるものとする。この場合において、第四項の規定による環境保全意見の表明があつたときは、同項の期間満了後、当該都道府県知事及び市町村長に対し、その意見書の写しを送付する

ものとする。

7 環境大臣は、前項前段の規定による環境保全意見の表明があつたときは、これを勘案しなければならない。

8 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、電気工作物の工事、維持及び運用の規制の観点からする経済産業大臣の意見を聴くものとする。

9 環境大臣は、海洋環境等調査方法書を作成したときは、当該海洋環境等調査方法書並びに第四項又は第七項の規定による環境保全意見の表明があつた場合にあつては、当該環境保全意見及びこれについての環境大臣の見解をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

10 環境大臣は、第一項第四号、第二項から第四項まで及び第六項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議するものとする。

第三章第一節を同章第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 総則

(関係地方公共団体の責務)

第七条 関係地方公共団体は、基本理念にのっとり、第四条に規定する国の施策に協力して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

(海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務)

第八条 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う

者は、第五条に定めるもののほか、関係地方公共団体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第九条 国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(以下この条において「新法」という。)第二条第五項、第十条(第九項及び第十項を除く。)、第十一条及び第二十五条の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に新法第十条第一項の規定により指定される区域(施行日前にこの法律による改正前の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下この条及び次条において「旧法」という。)第八条第二項

の規定による調査が開始された区域で、この法律の施行の際同条第一項の規定による指定がされていないもの(以下この条において「特定区域」という。)を除く。)について適用し、施行日前に旧法第八条第一項の規定により指定された区域(特定区域を含む。)に係る指定の基準及び海洋環境(当該区域の周辺の海岸及びその近傍の土地の環境を含む。)に関する調査については、なお従前の例による。

(公募占用計画に関する経過措置)

第三条 施行日前に旧法第十四条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者が公募占用計画を提出した場合において、この法律の施行の際、まだその公募占用計画に係る選定事業者の選定がされていないときは、当該選定事業者の選定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の規定により選定されている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により選定される選定事業者に係る公募占用計画の認定及び変更並びに認定に基づく地位の承継については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要

があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(港湾法の一部改正)

第六条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

第五十五条の二第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項若しくは第三十八条第一項」に改める。

第五十六条の三第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第七条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改め、同条第五項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

号)の一部を次のように改正する。

第百十五条の二十五の見出しを「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第九条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備

促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 経済産業大臣は、我が国の排他的経済水域のうち、自然的条件が適当である等の指定の基準に適合する相当の面積の区域について、関係行政機関の長との協議等を行い、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域として指定することができること。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者に対し、仮の地位を付与する処分をすることができることとするとともに、仮の地位の付与を受けた者や利害関係者等を構成員とする協議会を組織すること。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画等が協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可の基準に適合すると認める場合に限り、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置を許可することができること。

4 海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等を行うため、環境大臣は、海洋環境等に関する調査等を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこと。

5 その他所要の規定の整備を行うこと。
6 この法律は、一部を除き、公布の日から起

算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和七年五月三十日

内閣委員長 大岡 敏孝

衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 国際基準にのっとった生物多様性の保全を重視し、利害関係者の意見を反映させるため、海外で導入事例のある海洋空間計画の実態を把握

し、関係府省庁や環境専門家等との連携の下、我が国の実情を踏まえつつ、我が国独自の海洋空間計画の手法を早急に確立すること。

二 環境に十分に配慮した洋上風力発電事業を推進するため、事業者の協力を得ながら、環境影響評価図書の時常公開や事業開始後の適切なモニタリングの実施とその情報公開に向けた制度の見直しを検討すること。

三 公募占用計画等に記載される、事業者が海洋再生可能エネルギー発電設備設置や維持管理を通じて取得する情報について、目的外に利用することがないよう、事業者の情報管理体制について関係府省庁が適宜チェックすること。

四 事業者が洋上風力のサブライチエーション調査を行うことができるよう、他事例等を参考に、助言をする等のサポート体制を構築すること。

五 海洋環境等の保全の観点から環境省が行う調査が十分なものとなるよう、必要な予算と人員体制を確保すること。

六 募集区域の検討・指定や洋上風力発電の計画に関する情報が、その海域で漁を行う漁業関係者に速やかに伝わるよう、都道府県に対する情報提供を徹底すること。

七 募集区域の指定の段階において洋上風力発電が漁業や環境に及ぼす影響について、利害関係者の理解を十分に得た上で当該区域が指定されるよう、意見聴取、関係機関との協議等の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八 促進区域の検討・指定に対し、各地で地域住民による反対運動が起きていることに鑑み、促進区域の検討に当たっては、府省庁横断的な組

織の下で調整を進め、住民への情報提供を十分に行うとともに、住民の理解を得られるよう基礎自治体と緊密に連携し、合意形成プロセスを進めるよう徹底すること。また、大臣許可漁業団体や他県からの入会漁業者など地域と間接的に関連し得る関係漁業者が存在する実態に鑑み、案件形成に当たり、国が積極的に調整を図っていくこと。

九 洋上風力発電を始めとする我が国の再生可能エネルギーの発電コストは、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると依然として高いことに鑑み、再生可能エネルギーの導入を進めるに当たっては、発電コストに係る国民負担の抑制を図るため、将来を見据えて電源別の発電コストの検証を随時行うこと。

十 再生可能エネルギーによる発電を促進するに当たっては、電力の安定供給のために既存のエネルギーによる発電の調整力が一定程度求められるものの、これに伴う社会全体でのコストの最小化を図られるよう努めること。

十一 再生可能エネルギー電源の送電線への接続が増加することを想定し、電力事業者等による送配電網の整備及びそれを支える人材の確保・育成について支援を行うこと。

十二 将来的に、遠方にある排他的経済水域(EZ)に設置する上での課題が技術開発によって解決することを前提に、海洋再生可能エネルギー発電設備の全エネルギーを系統接続によらない手段により輸送できる制度を検討すること。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正
する法律案

右の議案を提出する。

令和七年五月三十日

提出者

内閣委員長 大岡 敏孝

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改
正する法律

ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法
律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」の下に「及び第九条の二第二
項第一号」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

(違法オンラインギャンブル等ウェブサイト
を提示する行為等の禁止)

第九条の二 インターネットを利用して不特定の
者に対し情報の発信を行う者(ウェブサイトにお
いて、単に発信された情報の不特定の者への
提示の機会を提供しているに過ぎない者を除
く。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 国内にある不特定の者に対し違法オンライ
ンギャンブル等ウェブサイト又は違法オンライ
ンギャンブル等プログラムを提示する行為
- 二 インターネットを利用して国内にある不特
定の者に対し違法オンラインギャンブル等に
誘導する情報を発信する行為

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 違法オンラインギャンブル等 ギャンブル

等のうち、国内においてインターネットを利
用して違法に行われるもの

二 違法オンラインギャンブル等ウェブサイト
ト ウェブサイトのうち、当該ウェブサイト
において違法オンラインギャンブル等を行う
場を提供するもの

三 違法オンラインギャンブル等プログラム
プログラムのうち、当該プログラムの利用に
際し違法オンラインギャンブル等を行う場を
提供するもの

第十四条中「広報活動等」の下に「(第九条の二第
二項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等
を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図る
ための措置を含む。)」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過
した日から施行する。

理 由

違法オンラインギャンブル等をめぐる問題が深
刻な状況にあることに鑑み、インターネットを利
用して不特定の者に対し情報の発信を行う者が国
内にある者に対して違法オンラインギャンブル等
ウェブサイト提示する行為等を禁止するととも
に、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及
に当たって違法オンラインギャンブル等を行うこ
とが禁止されている旨の周知徹底を図るための措
置が講ぜられることを明記する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

